

# 令和8年度北区子どもたちの夢づくり事業（芸術鑑賞《能・狂言》）業務委託仕様書

## 1 事業名称

令和8年度 北区子どもたちの夢づくり事業（芸術鑑賞《能・狂言》）業務委託

## 2 事業目的

子どもたちが自分の将来を主体的に進路選択するための指針となる、夢や目標を持つために必要な、地域資源を活かした質の良い多様な体験事業や支援事業を学校教育環境支援として実施し、社会的・職業的にも自立した、創造性の高い人材として必要な文化的教養や想像力の醸成を図ることを目的とする。

テーマを、日本の代表的な伝統芸能のひとつである「能・狂言」として、鑑賞を通して文化芸術への愛着や誇りをはぐくむ。

## 3 委託期間

契約日から最終公演終了日まで（ただし、履行期限は令和9年3月5日（金））

## 4 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び発注者の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、発注者と協議するものとする。

## 5 実施条件

### (1) 企画内容

- ・ 下記の①～④を構成の基本として、対象学年の児童のレベルに応じたわかりやすい内容で企画立案し、制作するものとする。
  - ① 実演を含め、子どもたちが内容を身近に感じられる能・狂言の解説
  - ② 小学校高学年の理解度に合わせた演目
  - ③ 小学校高学年の集中力が保てるような、参加型プログラムを含めた構成
  - ④ 能及び狂言の公演
- ・ 公演時間は解説等を含め、概ね60分とする。
- ・ 公演回数は1日につき2回の公演、2日間合計4回の公演とする。
- ・ 出演者は能楽堂等の興行公演に出演しているプロの能楽師・狂言師であるものとする。

### (2) 対象学年

- ・ 北区内 市立小学校高学年（5、6年生）児童 約910人  
※参加は1校につき1学年までとする。

※高学年以外の学年で参加希望がある場合は参加可能とする。

### (3) 実施日及び実施場所

実施日については調整中

大槻能楽堂 中央区上町A-7

受注者は本会場を利用契約のうえ実施するものとする。

なお、上演日時、会場確保等の詳細については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

## 6 業務内容

### (1) 芸術鑑賞会の実施

- ① 鑑賞会にかかる企画立案、制作に関すること
- ② 出演者(団体)との出演交渉、出演契約、連絡調整に関すること
- ③ 出演者(団体)にかかるプロフィール、写真等の収集に関すること
- ④ 会場との契約及び連絡調整に関すること
- ⑤ 鑑賞会に必要な機材、備品、物品等の調達に関すること

### (2) 事前調整

- ① 発注者との公演内容の協議・打合せに関すること
- ② 公演会場との調整に関すること
- ③ 手話通訳等に必要な資料提供に関すること
- ④ 台風・災害等により当初実施予定日が変更となる可能性を見込んだ予備日の設定に関すること。  
\*協議・打合せについては、原則区役所へ訪問により行うものとする。
- \*打合せの際に確認した鑑賞時に配慮が必要な児童への対応に努めるものとする。

### (3) 運営業務

進行管理（音響照明等の技術的な管理、司会等含む）に関すること

### (4) 印刷物

- ① 対象学年に応じた、演目に関するわかりやすい内容の配付資料を作成すること
- ② 対象学年に応じた、能楽に関する写真・絵などを使用したわかりやすい内容の配付資料を作成すること

### (5) 管理運営

- ① 会場及び備品等の破損、児童の怪我に対応できる損害保険の加入に関すること
- ② 公演の記録に関するこ（写真・映像等の媒体は問わない）
- ③ 著作権使用料に関するこ
- ④ 公演中の安全確保に関するこ
- ⑤ 日程の調整に関するこ（台風・災害等により予備日を設定する場合を含む）

### (6) その他

- ① 本業務実施に伴い必要な提出書類の作成・提出に関するこ
- ② その他本業務の遂行に必要な事務・作業に関するこ

## 7 委託料の支払い

全公演の終了後に、業務完了報告書を提出し、検査後、一括で支払うものとする。ただし、分割払いを行う場合は、事前に発注者と協議を行うものとする。

また、公演を中止した場合においては、必要が認められるときは、発注者と協議のうえ、すでに発生した費用の請求ができる。

## 8 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

## 9 業務完了報告

業務完了時は、実施日時、公演内容、公演記録等、事業実施内容を記載した「業務完了報告書」を含めた、業務完了報告書（A4判）を1部提出するものとする。

## 10 再委託

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又はコンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 11 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (2) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費はすべて受注者の負担とする。
- (3) 本業務の演目の決定、公演準備などの遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を行うものとする。
- (4) 鑑賞会の企画や実施に関する経費など、本業務に関する一切の経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (5) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

## 令和8年度 北区子どもたちの夢づくり事業（芸術鑑賞《能・狂言》） 実施日及び会場等一覧

公演予定日	会場所在地	電話番号	参加校（小学校）	対象学年人数 (概数)	合計参加人数 (概数)
令和8年 調整中	大槻能楽堂 中央区上町A-7	06-6761-8055	滝川小学校 堀川小学校 西天満小学校 菅北小学校 豊崎東小学校 豊崎本庄小学校 中津小学校 大淀小学校 豊仁小学校 豊崎小学校 扇町小学校 中之島小学校	約50人 約180人 約40人 約40人 約80人 約50人 約80人 約120人 約70人 約30人 約100人 約70人	約910人 ※一公演当たり 150～230人程度 で実施

## ※過去の実績については次のとおり

- ・令和元年度（対象者小学校5年生）：公益社団法人能楽協会「お囃子・狂言「附子」・能「高砂」」
- ・令和2年度（対象者小学校4・5年生）：公益社団法人能楽協会「早笛・狂言「柿山伏」・能「高砂」」
- ・令和3年度（対象者小学校5・6年生）：公益社団法人能楽協会「早笛・狂言「柿山伏」・能「高砂」」
- ・令和4年度（対象者小学校5・6年生）：公益社団法人能楽協会「早笛・狂言「柿山伏」・能「高砂」」
- ・令和5年度（対象者小学校5・6年生）：公益社団法人能楽協会「早笛・狂言「盆山」・能「高砂」」
- ・令和6年度（対象者小学校5・6年生）：公益社団法人能楽協会「早笛・狂言「盆山」・能「高砂」」
- ・令和7年度（対象者小学校5・6年生）：公益社団法人能楽協会「早笛・狂言「盆山」・能「高砂」」